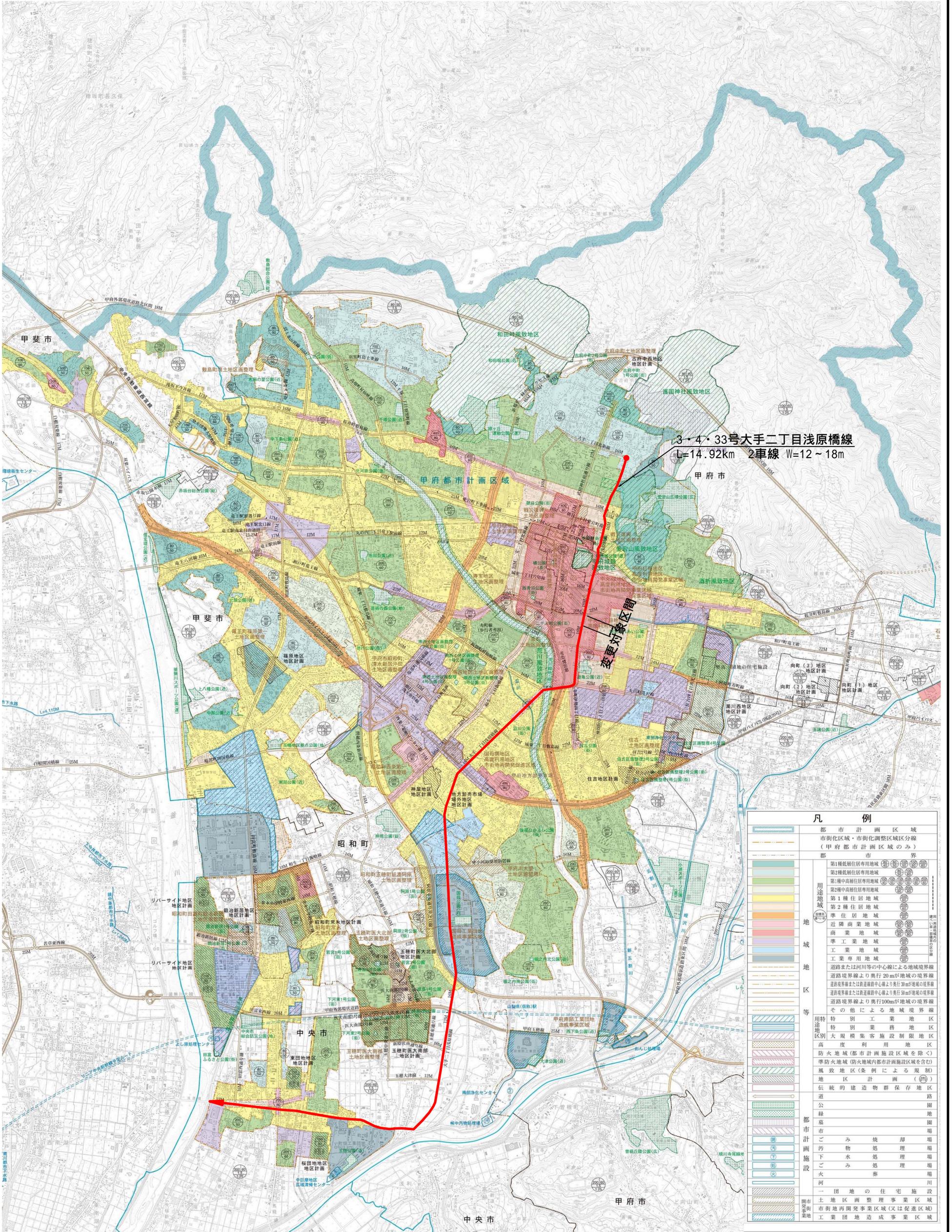


都市計画総括図



3・4・33号大手二丁目浅原橋線
L=14.92km 2車線 W=12~18m

変更対象区画

凡 例	
	都市計画区域
	市街化区域・市街化調整区域区分 (甲府都市計画区域のみ)
	市界
	第1種低層住居専用地域
	第2種低層住居専用地域
	第1種中高層住居専用地域
	第2種中高層住居専用地域
	第1種住居地域
	第2種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	道路または河川等の中心線による地域境界線 道路境界線より奥行20mが地域の境界線 道路境界線または鉄道線中心線より奥行30mが地域の境界線 道路境界線または鉄道線中心線より奥行50mが地域の境界線 道路境界線より奥行100mが地域の境界線 その他による地域境界線
	用途地域
	特別工業地区
	特別業務地区
	地区別大規模集客施設制限地区
	高度利用地区
	防火地域(都市計画施設区域を除く)
	準防火地域(防火地域都市計画施設区域を含む)
	地区計画
	伝統的建造物群保存地区
	道路
	公園
	緑地
	墓地
	都市計画施設
	市ごみ焼却場
	汚物処理場
	下水処理場
	ごみ処理場
	火葬場
	河川
	一団地の住宅施設
	土地再開発事業区域
	市街地再開発事業区域(又は促進区域)
	工業団地造成事業区域

1:25,000
500 0 500 1000 1500 2000m

都市計画総括図